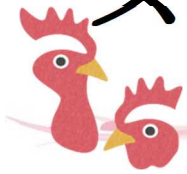


ステップアップ 畜産！



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）
〒370-0074 高崎市下小島町 233
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260



～記事～

- ★国内における鳥インフルエンザ発生に伴う対策の徹底について
- ★堆肥舎へのネットの設置について
- ★外国語を母国語とする方への飼養衛生管理基準の徹底について
- ★堆肥搬出の際はご注意ください
- ★農場における産業動物の適切な殺処分について
- ★食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン改正について

★国内における鳥インフルエンザ発生に伴う対策の徹底について

今年度の日本国内における高病原性鳥インフルエンザの発生数は、過去に例を見ない状況です。現在実施している緊急点検の項目は、ご自身とご自身の大切な家きんを鳥インフルエンザから守るために法律上必ず遵守しなければならないものです。しかし、群馬県の遵守率は全国平均を下回っており、早急に改善が必要です。

特に、黄色で示した項目は鳥インフルエンザ発生農場の多くで遵守されていなかった項目です。今現在、ご自身の農場の対策は本当に大丈夫か改めて確認いただき、できてない場合には早急な対応してください。

野生動物侵入防止対策については、家きん舎の壁や出入り口等における3cm以上の隙間、集卵ベルトや除糞ベルトの隙間を見落としやすくなっていますので、再度確認をお願いします。渡り鳥の北帰りが始まっていますので、最大限の対応をお願いします。

鶏（採卵用 100羽以上）		
項目	群馬県の遵守率	全国の遵守率
衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒	98%	99%
衛生管理区域専用の衣類・靴の設置と使用	94%	96%
衛生管理区域に立ち入る車両消毒	92%	97%
家きん舎ごとの専用の靴の設置と使用	92%	95%
野生動物侵入防止のためのネットの設置、点検、修繕	96%	97%

鶏（肉用 100羽以上）		
項目	群馬県の遵守率	全国の遵守率
衛生管理区域専用の衣類・靴の設置と使用	93%	99%
衛生管理区域に立ち入る車両消毒	95%	99%
家きん舎ごとの専用の靴の設置と使用	98%	99%

★堆肥舎へのネットの設置について

飼養衛生管理基準の改正に伴う飼料保管庫、堆肥舎への防鳥ネット（網目2cm以下）の設置期限は令和3年10月となっておりますが、国内の鳥インフルエンザ発生状況を考慮して早めのご対応をお願いいたします。特に堆肥舎は、野鳥や野生動物を農場に引き寄せ原因となりやすく、鳥インフルエンザウイルスを農場敷地内に持ち込むリスクの一つとなりますので防鳥ネットの設置をお願いします。

★外国語を母国語とする方への飼養衛生管理基準の徹底について

各農場においては、作業従事者が防疫作業の手順を確実に実践するよう、飼養衛生管理者の監督の下、看板、ポスター等の設置により、飼養衛生管理基準の徹底に努めていただいているところですが、その実施に当たっては、外国語を母国語とする作業従事者への情報伝達に配慮する必要があります。

動物検疫所の携帯品検査で輸入が認められなかった外国産の肉製品において、鳥インフルエンザやアフリカ豚熱等の病原体の存在が多々確認されており、外国から病原体が持ち込まれるリスクは依然として高い状況です。

外国語を母国語とする人への周知については農林水産省ウェブサイトにも多言語のリーフレット等を掲げていますので、活用してください。(QRコード・URL参照)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html



★堆肥搬出の際はご注意ください

厳しい冬を越えて今年も春の兆しを感じられる季節となってきました。それと同時に、畑の準備のため堆肥を譲受もしくは購入しに来る耕種農家の方も増えることと思います。受け渡しをした堆肥の管理は受け渡し先に委ねられますが、その際は早めの耕運についてお話し頂き、堆肥を起因とするトラブルに発展しないよう、注意喚起のご協力をお願いいたします。

★農場における産業動物の適切な殺処分について

先般、国内における一部の農場で動物愛護管理法に反する不適切な殺処分を行っているとの情報が環境省で確認されています。

動物愛護管理法では不必要に強度の苦痛を与える残酷な扱いを禁止しています。殺処分を行う際は法的又は道義的判断のもと、故意に以下のような方法を行うことは避けてください。

- 時間をかけて窒息死させる
- 適切な治療を行わず放置する
- 餌や水を十分に与えず衰弱餓死させる

「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針(PDF:524KB)」については以下のURLを参考にしてください https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-44.pdf

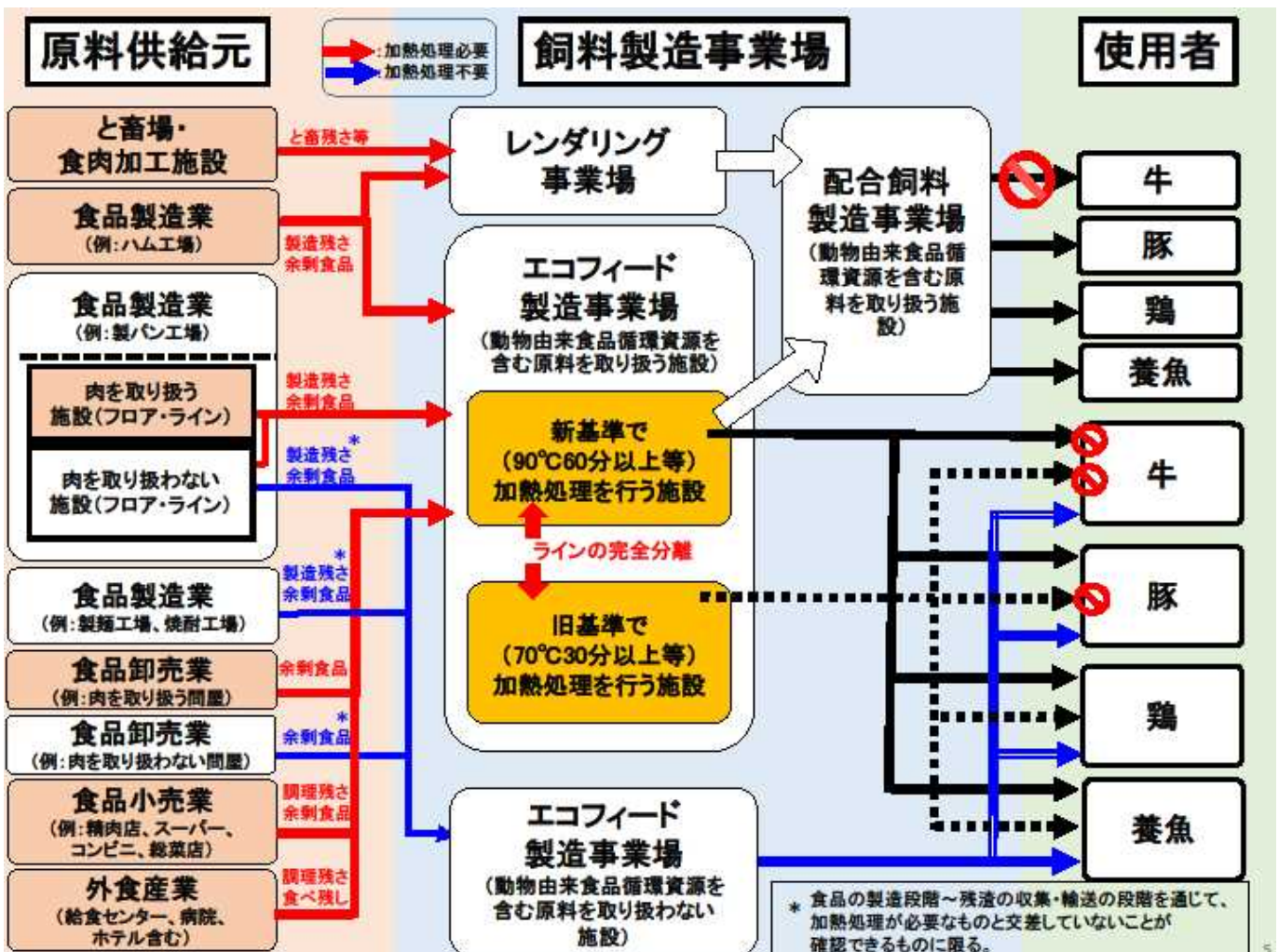


★食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン改正について

令和3年4月1日より、食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインが改正されます。食品循環資源については、家畜伝染病の発生源になり得ることからも、家畜飼養者の皆様におかれましても飼料購入先の状況を把握しておくことが重要です。また、動物由来の原料を含まない製造工程のものであっても、収集から輸送の段階で加熱処理が必要なものと交差していないことを確認してください。
 ※食品製造工場等から出る食品残さを、食品循環資源を飼料として購入又は譲受する場合は、その生産工場が飼料製造業の届け出を行っている必要があります。

家畜飼料としてではなく、産業廃棄物として食品循環資源を受け取っている場合、加熱処理を行っていない可能性があります。そのような場合にあっては譲渡元に製造ラインで扱っている原材料を確認の上、加熱処理が必要な場合においては必ず加熱処理を行ってから利用してください。その他に産業廃棄物の取り扱いは産業廃棄物収集運搬業許可が必要になりますのでご注意ください。

※食品リサイクル法に基づく登録を行った場合はこの限りではありません。



各畜種別由来物の規制対象について

	主な対象品目	由来動物	給与対象家畜			
			注1 牛など	豚	鶏	養魚
動物由来たん白質	乳、乳製品	ほ乳動物	◎	◎	◎	◎
	卵、卵製品	家きん	◎	◎	◎	◎
	ゼラチン、コラーゲン	ほ乳動物(反すう動物は、牛・めん羊・山羊に限る。)・家きん・魚介類	○注2	○	○	○
	血粉、血しょうたん白	牛・めん羊・山羊(SRM※注3を除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚(いのししを含む。以下この表において同じ。)・馬・家きんを含む。)	×	×	×	○
		豚	×	○	○	○
		馬	×	○	○	○
		家きん	×	○	○	○
		豚・馬・家きん混合	×	○	○	○
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉 (チキンミール、フェザーミール、肉粉を含む)	牛・めん羊・山羊(SRMを除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚・馬・家きんを含む。)	×	×	×	○
		豚	×	○	○	○
		馬	×	○	○	○
		家きん	×	○	○	○
		豚・馬・家きん混合	×	○	○	○
	魚粉などの魚介類由来たん白質	魚介類	×	○	○	○
	動物由来たん白質を含む食品残さ(畜水産加工品の製造工程で発生した残さなど)	ほ乳動物・家きん・魚介類	×	○	○	○
注4 動物性油脂	特定動物性油脂注5	ほ乳動物・家きん	◎	◎	◎	◎
	動物性油脂(不溶性不純物 0.15%以下)	ほ乳動物(牛など(SRMを除く。))を含むもの・家きん	×	○	○	○
		ほ乳動物(牛などを含まないもの)・家きん	△注6	○	○	○
	魚油(魚介類以外のたん白質と完全分離された工程で製造されたもの)	魚介類	◎	◎	◎	◎
	上の各欄に記載された以外の動物性油脂	ほ乳動物・家きん	×	×	×	×
そ注7 の他	骨灰、骨炭(一定の条件で加工処理されたもの)	ほ乳動物・家きん・魚介類	◎	◎	◎	◎
	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)					

- 注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる
(飼料安全法の対象家畜として、めん羊、山羊及びしかを追加(政令、H15.7.1))
- 注2 「◎」は使用可能。
「○」「△」は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能
- 注3 「SRM」とは、牛の特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)及びめん羊・山羊の特定危険部位(12月齢超の脳等)のこと
- 注4 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる
- 注5 「特定動物性油脂」とは、食用脂肪のみを原料とする動物性油脂(不溶性不純物 0.02%以下)のこと
- 注6 「△」は、ほ乳期子牛育成用代用乳配合飼料への使用はできない
- 注7 「その他」に記載されたものは、動物由来たん白質及び動物性油脂の規制の対象外

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小島町233
 TEL 027-362-2261 (24時間対応) FAX 027-362-2260

畜産業を既に廃業された方に本日よりが届きましたら誠にお手数ですが、当所までご一報ください。